

北海道肝疾患に関する専門医療機関指定要領

1 目的

本要領は、道が肝疾患に関する専門医療機関（以下、「専門医療機関」という。）を指定することにより、肝疾患診療体制の確保と診療の質向上を図り、地域においてより質の高い肝疾患医療を受けることができる体制整備に寄与することを目的とする。

2 専門医療機関の要件

北海道が指定する肝疾患に関する専門医療機関は、次の（１）から（６）までの基準を全て満たすものとする。

- （１）専門知識を有する医師（「日本肝臓学会専門医」又は「日本消化器病学会専門医」）を配置していること。（常勤・非常勤を問わない。）
- （２）インターフェロンなど抗ウイルス療法を適切に実施していること。
- （３）超音波検査などにより肝がんの診断が可能であること。
- （４）学会等の診療ガイドラインに準ずる標準的治療を実施していること。
- （５）肝疾患についてセカンドオピニオンを提示する機能を持つか、施設間連携によって対応が可能であること。
- （６）かかりつけ医等地域の医療機関への診療支援等が可能であること。

3 指定申請等

（１）専門医療機関の指定申請

専門医療機関の指定を受けようとする医療機関の長は、「肝疾患に関する専門医療機関の指定に係る申請書」（別記様式１）により、北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課長に申請する。

更新を希望する医療機関の長は、「肝疾患に関する専門医療機関の指定に係る申請書」（別記様式１）により更新申請を行う。

なお、指定申請にあたり、北海道電子自治体共同システム（電子申請システム）等による電子申請をもって、本申請を行ったこととすることができる。

（２）指定方法及び結果の通知

道は、前記（１）の申請があった時は、北海道肝炎対策協議会（以下、「協議会」という。）に諮り、承認を得て専門医療機関として指定し、その結果を申請者に通知するとともに、当課ホームページに掲載する。

（３）指定期間

１年間。年度途中で指定した場合は、当該年度内。

（４）指定の取消等

専門医療機関の長は、指定要件を満たさなくなった等の場合、当該「肝疾患に関する専門医療機関の指定に係る辞退届」（別記様式２）により北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課長に提出すること。道は、辞退届の提出があった場合は、協議会の承認を得て指定を取り消す。

なお、指定の取消にあたり、北海道電子自治体共同システム（電子申請システム）等

による電子申請をもって、辞退届の提出を行ったこととすることができる。

(5) 指定の流れ

原則、毎年12月に既に指定している肝疾患に関する専門医療機関及び日本肝臓学会等の専門医（「日本肝臓学会専門医」又は「日本消化器病学会専門医」）が所属する未指定の医療機関を対象に申請に関する調査を行い、申請書が提出された医療機関について協議会で承認を得て指定する。

ただし、協議会終了日から上記調査までの間に新規に指定希望があった場合は、書面等により協議会の承認を得て指定する。

4 その他

本要領に定めるもののほか、専門医療機関の指定に必要な事項については、協議会で協議の上、決定する。

附 則

本要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

本要領は、令和4年5月18日から施行する。